

令和3年度における国保運営方針に基づく取組の進捗状況について

第1章 基本的事項

第2章 国民健康保険の医療に要する費用および財政の見通し

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況																		
	記載データ																				
1 市町国保の被保険者の状況	・市町国保の被保険者数および世帯数はともに減少傾向	○被保険者の状況 (H25) 181,996 人 (H30) 146,826 人	<引続き減少(H30-R2年度 平均 2.4%減)> (R1) 142,068 人 (R2) 139,911 人																		
		○世帯の状況 (H25) 105,865 世帯 (H30) 92,883 世帯	<引続き減少(H30-R2年度 平均 1.3%減)> (R1) 91,129 世帯 (R2) 90,570 世帯																		
	・被保険者に占める前期高齢者(65-74歳)の割合は増加	○被保険者に占める前期高齢者の割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>38.6%</td> <td>34.8%</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>49.9%</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	25年度	38.6%	34.8%	30年度	49.9%	43.2%	<引続き増加(H30-R2年度 平均 2.1%増)> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元年度</td> <td>50.8%</td> <td>43.8%</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>52.0%</td> <td>44.5%</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	R元年度	50.8%	43.8%	R2年度	52.0%	44.5%
	福井県	全国																			
25年度	38.6%	34.8%																			
30年度	49.9%	43.2%																			
	福井県	全国																			
R元年度	50.8%	43.8%																			
R2年度	52.0%	44.5%																			
2 医療費の動向	<p>・国保医療費総額は減少しているものの、1人当たり医療費は増加</p> <p>・1人当たり医療費は全国平均より高水準で推移</p> <p>・1人当たり医療費は市町間で約 1.3 倍の差</p>	○1人当たり医療費 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>350,392 円</td> <td>324,543 円</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>405,741 円</td> <td>367,989 円</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	25年度	350,392 円	324,543 円	30年度	405,741 円	367,989 円	<引続き増加(R2年度は新型コロナの影響により減少)> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元年度</td> <td>418,147 円</td> <td>378,939 円</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>401,180 円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	R元年度	418,147 円	378,939 円	R2年度	401,180 円	—
			福井県	全国																	
		25年度	350,392 円	324,543 円																	
30年度	405,741 円	367,989 円																			
	福井県	全国																			
R元年度	418,147 円	378,939 円																			
R2年度	401,180 円	—																			
○国保医療費総額 (H25) 647.5 億円 (H30) 613.0 億円	<28年度以降、減少傾向で推移> (R2年度は新型コロナの影響により大幅に減少) (R1) 605.8 億円 (R2) 568.3 億円																				
○市町別医療費(千円) (H25) 1位美浜町 423 17位高浜町 302 1.40倍 (H30) 1位美浜町 485 17位南越前町 382 1.27倍	<市町間の医療費格差は約 1.3 倍~1.4 倍で推移> ○市町別医療費(千円) (R1) 1位美浜町 525 17位高浜町 384 1.37倍 (R2) 1位美浜町 487 17位池田町 340 1.43倍																				
3 医療費の将来見通し	・被保険者が減少する一方、高齢化や医療の高度化により1人当たり医療費は増加、医療費総額は横ばいの見込み	○1人当たり医療費 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30(実績)</th> <th>R7(推計)</th> <th>R12(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>40.6 万円</td> <td>46.7 万円</td> <td>51.2 万円</td> </tr> </tbody> </table> ○国保医療費総額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30(実績)</th> <th>R7(推計)</th> <th>R12(推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>613.0 億円</td> <td>600.8 億円</td> <td>618.8 億円</td> </tr> </tbody> </table>		H30(実績)	R7(推計)	R12(推計)		40.6 万円	46.7 万円	51.2 万円		H30(実績)	R7(推計)	R12(推計)		613.0 億円	600.8 億円	618.8 億円			
	H30(実績)	R7(推計)	R12(推計)																		
	40.6 万円	46.7 万円	51.2 万円																		
	H30(実績)	R7(推計)	R12(推計)																		
	613.0 億円	600.8 億円	618.8 億円																		
4 財政収支の改善に係る基本的な考え方	<p>(市町)</p> <p>・一般会計からの法定外繰入や繰上充用(過年度累積赤字)によらず、当該年度の収支の均衡を保持</p> <p>(県)</p> <p>・必要以上に黒字幅や繰越金を確保することがないよう、また、各年で保険料水準が過度に上下することがないよう、市町の財政状況を見極めながら、バランスのよい財政運営を実施</p>	<p>○国保財政の状況</p> <p>・単年度収支差(単年度収入-単年度支出)</p> <p>(H25) ▲291 百万円 【黒字 7 市町、赤字 10 市町】</p> <p>(H30) +1,199 百万円 【黒字 12 市町、赤字 5 市町】</p> <p>・形式的収支差(収入合計-支出合計)</p> <p>(H25) ▲1,479 百万円 【過年度累積赤字を除く収支差: +1,465 百万円】</p> <p>(H30) +1,397 百万円 【過年度累積赤字を除く収支差: +2,006 百万円】</p> <p>※形式的収支には、基金等繰入金、繰越金、過年度累積赤字を含む。</p>	<p><単年度収支・形式的収支とも黒字傾向に改善></p> <p>・単年度収支差(単年度収入-単年度支出)</p> <p>(R1) ▲265 百万円 【黒字 5 市町、赤字 12 市町】</p> <p>(R2) +814 百万円 【黒字 11 市町、赤字 6 市町】</p> <p>・形式的収支差(収入合計-支出合計)</p> <p>(R1) +1,059 百万円 【過年度累積赤字なし】</p> <p>(R2) +1,806 百万円 【過年度累積赤字なし】</p>																		

<p>5 赤字削減・解消の取組み</p>	<p>・国保財政の安定化に向け、各市町において赤字の削減・解消を着実に推進</p> <p>・赤字発生の翌々年度までに赤字を解消できない市町は、医療費適正化・保険料設定見直し・収納率向上などの対策、赤字解消の目標年次等を定めた計画を策定</p> <p>・今後新たに赤字削減・解消計画を作成する場合は、赤字の翌々年度から6年以内に解消することを基本</p>	<p>○県内市町国保の赤字の状況</p> <p>・決算補填等目的の法定外繰入 (H25) 1,265 百万円【7市町】 (H30) 157 百万円【3市町】</p> <p>・過年度累積赤字(繰上充用) (H25) 2,944 百万円【1市】 (H30) 609 百万円【1市】</p>	<p><決算補填目的の法定外繰入は減少傾向、過年度累積赤字はすべて解消></p> <p>○県内市町国保の赤字の状況</p> <p>・決算補填等目的の法定外繰入 (R1) 183 百万円【3市町】 (R2) 113 百万円【2市町】</p> <p>・過年度累積赤字(繰上充用) (R1) なし (R2) なし</p> <p>○赤字解消に向けた取組み</p> <p>・赤字削減・解消計画を策定し、段階的に赤字を解消 【策定市町】 おおい町(H30策定)、敦賀市(R3策定)</p>				
<p>6 財政安定化基金の運用</p>	<p>・市町の保険料収納額の不足に対し、貸付・交付を実施</p> <p>・医療給付費の増大による県の財源不足に対し、基金を取り崩して充当</p> <p>・令和5年度までの特例措置として、保険料の激変緩和のため、特例基金を活用</p> <p>(平成30年度運用開始)</p>		<p>○R2年度決算の状況</p> <table border="1" data-bbox="1417 845 1879 920"> <tr> <td>市町への貸付・交付</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>県特別会計への繰入</td> <td>該当なし</td> </tr> </table> <p>※基金残高(3年度末見込み)</p> <p>・本体基金 10.7 億円 ・特例基金 0.5 億円(公費拡充分を除く)</p> <p>○特例基金の活用状況</p> <p>・納付金等算定において、保険料の激変緩和のため、総額 1.6 億円を活用(R元年度:1.1 億円、R4年度:0.5 億円)</p>	市町への貸付・交付	該当なし	県特別会計への繰入	該当なし
市町への貸付・交付	該当なし						
県特別会計への繰入	該当なし						

第3章 納付金および標準的な保険料の算定方法

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況																																										
		記載データ																																											
<p>1 保険料賦課の現状</p>	<p>・市町の1人当たり保険料は、最高と最低で約1.5倍の差</p>	<p>○1人当たり保険料(平均)</p> <table border="1" data-bbox="850 1484 1333 1587"> <tr> <td></td> <td>福井県</td> <td>全国</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>95,123 円</td> <td>93,147 円</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>100,171 円</td> <td>95,391 円</td> </tr> </table> <p>○各市町1人当たり保険料の差</p> <table border="1" data-bbox="829 1721 1354 1825"> <tr> <td></td> <td>最高</td> <td>最低</td> <td>差</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>105,025 円</td> <td>65,932 円</td> <td>1.59 倍</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>105,080 円</td> <td>70,129 円</td> <td>1.50 倍</td> </tr> </table>		福井県	全国	25年度	95,123 円	93,147 円	30年度	100,171 円	95,391 円		最高	最低	差	25年度	105,025 円	65,932 円	1.59 倍	30年度	105,080 円	70,129 円	1.50 倍	<p><税率改定により、引続き上昇傾向></p> <table border="1" data-bbox="1417 1484 1858 1587"> <tr> <td></td> <td>福井県</td> <td>全国</td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>101,777 円</td> <td>96,829 円</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>103,009 円</td> <td>—</td> </tr> </table> <p><1人当たり保険料の差は減少傾向で推移></p> <table border="1" data-bbox="1396 1721 1942 1825"> <tr> <td></td> <td>最高</td> <td>最低</td> <td>差</td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>112,408 円</td> <td>75,547 円</td> <td>1.49 倍</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>111,597 円</td> <td>77,423 円</td> <td>1.44 倍</td> </tr> </table>		福井県	全国	R元年度	101,777 円	96,829 円	R2年度	103,009 円	—		最高	最低	差	R元年度	112,408 円	75,547 円	1.49 倍	R2年度	111,597 円	77,423 円	1.44 倍
	福井県	全国																																											
25年度	95,123 円	93,147 円																																											
30年度	100,171 円	95,391 円																																											
	最高	最低	差																																										
25年度	105,025 円	65,932 円	1.59 倍																																										
30年度	105,080 円	70,129 円	1.50 倍																																										
	福井県	全国																																											
R元年度	101,777 円	96,829 円																																											
R2年度	103,009 円	—																																											
	最高	最低	差																																										
R元年度	112,408 円	75,547 円	1.49 倍																																										
R2年度	111,597 円	77,423 円	1.44 倍																																										
<p>2 保険料水準統一の基本的な考え方</p>	<p>・将来的には保険料水準の統一を目指す</p> <p>・統一の定義を、原則として県内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準となることと規定</p> <p>・これに向け、段階的な取組の方向性や目標年次を含めたロードマップについて、市町と協議しながら、本方針の次期改定期までに検討するとともに、市町において医療費適正化や、赤字解消による適正な保険料設定を実施</p>		<p>※医療費適正化 ⇒ 第6章 赤字解消 ⇒ 第2章 保険料算定方式 ⇒ 本章5 に記載のとおり</p> <p>・ロードマップを検討するにあたり、各市町と個別ヒアリングを実施(R3.8、R3.12の2回)</p>																																										
<p>3 納付金の算定方式</p>	<p>○医療費水準</p> <p>・納付金の算定に市町ごとの医療費水準の差を反映 (医療費指数反映係数 $\alpha = 1$)</p> <p>○高額医療費の共同負担</p> <p>・年齢調整後の医療費指数算出にあたり、レセプト1件あたり80万円を超える高額医療費については、被保険者数に応じた全市町の共同負担とする</p>	<p>○年齢調整後医療費指数(H28~30平均)</p> <p>【最高】 1.17 【最低】 0.98</p>	<p>○年齢調整後医療費指数(H30~R2平均) (※高額医療費共同負担後の医療費指数)</p> <p>【最高】 1.20 【最低】 0.96</p>																																										

	<p>○応能割・応益割の割合 ・応能割:応益割 = β:1 ※β:全国平均を1とした場合の本県の所得水準</p>		<p>○応能割:応益割の割合 ・H30年度納付金 0.96:1 ・R元年度納付金 0.98:1 ・R2年度納付金 0.99:1 ・R3年度納付金 1.01:1 ・R4年度納付金 1.02:1</p>																								
	<p>○賦課限度額 ・政令に定める額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>後期分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元年度</td> <td>61万円</td> <td>19万円</td> <td>16万円</td> </tr> </tbody> </table>		医療分	後期分	介護分	R元年度	61万円	19万円	16万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>後期分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>63万円</td> <td>19万円</td> <td>17万円</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>63万円</td> <td>19万円</td> <td>17万円</td> </tr> </tbody> </table>		医療分	後期分	介護分	R2年度	63万円	19万円	17万円	R3年度	63万円	19万円	17万円				
	医療分	後期分	介護分																								
R元年度	61万円	19万円	16万円																								
	医療分	後期分	介護分																								
R2年度	63万円	19万円	17万円																								
R3年度	63万円	19万円	17万円																								
<p>4 激変緩和措置</p>	<p>・制度改革により保険料負担が急増することがないよう、激変緩和措置を実施 ・激変緩和措置の実施期間は令和5年度まで ・決算剰余金の活用等により、納付金・標準保険料の年度間の平準化を図る</p>		<p>○30年度納付金算定 ・28年度比で自然増 1.5%(年)を超えて負担が増加した3市に対し、激変緩和措置を実施 ※激変緩和財源:国調整交付金</p> <p>○R元年度納付金算定 ・28年度比で自然増 2.7% + δ 1.0% = 3.7%(年)を超えて負担が増加した9市町に対し、激変緩和措置を実施 ・30年度比の保険料負担増を全県的に緩和 ※激変緩和財源: 国調整交付金、県繰入金、特例基金</p> <p>○R2年度納付金算定 ・28年度比で自然増 2.7%(年)を超えて負担が増加した6市町に対し、激変緩和措置を実施 ・元年度比の保険料負担増を全県的に緩和 ※激変緩和財源: 国調整交付金、県繰入金</p> <p>○R3年度納付金算定 ・28年度比で自然増 2.6%(年)を超えて負担が増加した2市町に対し、激変緩和措置を実施 ・コロナによる保険料収入の減少への全県的対応 ※激変緩和財源: 国調整交付金、県繰入金 ・決算剰余金を活用し、コロナの影響による保険料減収見込み分を補填</p> <p>○R4年度納付金算定 ・28年度比で自然増 2.3% + δ 0.15 = 2.45%(年)を超えて負担が増加した3市町に対し、激変緩和措置を実施 ・3年度比の保険料負担増を全県的に緩和 ※激変緩和財源: 国調整交付金、県繰入金、特例基金 ・決算剰余金を活用し、標準保険料の伸びを一人当たり医療費の年平均伸び率(+2.4%)まで抑制</p>																								
<p>5 標準保険料率の算定方式</p>	<p>・標準保険料率は3方式(所得割・均等割・平等割)により算定 ・将来的な保険料水準の統一に向けて、各市町において資産割の廃止に伴う保険料負担の変化等の影響に配慮し、令和8年度までに3方式に移行することを目指すとともに、保険料設定を見直し</p>	<p>○保険料賦課方式(R2年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>後期分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4方式</td> <td>13市町</td> <td>10市町</td> <td>8市町</td> </tr> <tr> <td>3方式</td> <td>4市町</td> <td>7市町</td> <td>9市町</td> </tr> </tbody> </table>		医療分	後期分	介護分	4方式	13市町	10市町	8市町	3方式	4市町	7市町	9市町	<p>○保険料賦課方式(R3年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>後期分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4方式</td> <td>12市町</td> <td>7市町</td> <td>7市町</td> </tr> <tr> <td>3方式</td> <td>5市町</td> <td>10市町</td> <td>10市町</td> </tr> </tbody> </table> <p>○R3年度税率改定実施市町:8市町 引上げ:4市町 引下げ:2市町 配分変更:2市町</p> <p>・R3年度税率改定を行った市町はいずれも資産割率を引下げまたは廃止(もしくはすでに廃止済み)し、3方式への段階的移行を実施</p>		医療分	後期分	介護分	4方式	12市町	7市町	7市町	3方式	5市町	10市町	10市町
	医療分	後期分	介護分																								
4方式	13市町	10市町	8市町																								
3方式	4市町	7市町	9市町																								
	医療分	後期分	介護分																								
4方式	12市町	7市町	7市町																								
3方式	5市町	10市町	10市町																								

第4章 保険料の徴収の適正な実施

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況																		
	記載データ																				
1 保険料徴収の現状	・市町国保の平均収納率は上昇傾向にあり、全国平均を上回って推移	○収納率(現年度分) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>91.93%</td> <td>90.42%</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>94.59%</td> <td>92.85%</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	25年度	91.93%	90.42%	30年度	94.59%	92.85%	<保険料の収納率は引続き上昇傾向> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元年度</td> <td>94.89%</td> <td>92.92%</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>95.58%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	R元年度	94.89%	92.92%	R2年度	95.58%	—
	福井県	全国																			
25年度	91.93%	90.42%																			
30年度	94.59%	92.85%																			
	福井県	全国																			
R元年度	94.89%	92.92%																			
R2年度	95.58%	—																			
2 収納対策	・保険者規模別に収納率目標を設定 ・各市町の収納率目標の達成に向け、収納対策を強化	○保険者規模別収納率目標 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規模</th> <th colspan="2">収納率目標</th> </tr> <tr> <th>第1目標</th> <th>第2目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5千人未満</td> <td>96%</td> <td>97.5%</td> </tr> <tr> <td>5千～1万人</td> <td>95%</td> <td>96.5%</td> </tr> <tr> <td>1～2万人</td> <td>94%</td> <td>95.5%</td> </tr> <tr> <td>2～5万人</td> <td>93%</td> <td>94.5%</td> </tr> </tbody> </table>	規模	収納率目標		第1目標	第2目標	5千人未満	96%	97.5%	5千～1万人	95%	96.5%	1～2万人	94%	95.5%	2～5万人	93%	94.5%	○保険者規模別収納率目標達成市町数(R2年度) 第1目標 … 15市町 第2目標 … 9市町 ○市町に対する指導監督により、収納対策の状況を確認し、助言・指導を実施 【R2年度】3市2町に対し実施 【財政支援の実施】 ・規模別収納率目標を達成している市町に重点的に県特別交付金(2号分)を配分し、インセンティブを強化	
規模	収納率目標																				
	第1目標	第2目標																			
5千人未満	96%	97.5%																			
5千～1万人	95%	96.5%																			
1～2万人	94%	95.5%																			
2～5万人	93%	94.5%																			

第5章 保険給付の適正な実施

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況																														
	記載データ																																
1 保険給付の適正化の現状	・レセプト点検は国保連合会が一次点検、市町が二次点検を実施	(以下のとおり)																															
2 レセプト点検の充実強化	・市町が行うレセプト点検水準の底上げを図り、効率的に点検が行われるよう支援を実施	○レセプト二次点検(内容点検)の共同実施(R2年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施状況</th> <th colspan="2">点検体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施</td> <td>17市町</td> <td>共同</td> <td>15市町</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他</td> <td>2市町</td> </tr> </tbody> </table>	実施状況		点検体制		実施	17市町	共同	15市町			その他	2市町	○R3年度の実施状況 ・市町が共同で二次点検を実施(一括委託)する体制を整備 R3年度参画:15市町 ・共同実施により、点検項目の統一および一定の点検水準の確保、点検経費の削減を実現																		
		実施状況		点検体制																													
実施	17市町	共同	15市町																														
		その他	2市町																														
		○医療保険と介護保険の突合情報活用 ・全市町で実施	○R3年度の実施状況 ・介護給付適正化システムから提供される突合情報を活用し、医療と介護の給付に重複がないか等の確認を全市町が実施																														
3 療養費の支給の適正化	・療養費支給事務の標準化や取組事例の情報提供、市町に対する助言・指導等により療養費の適正化を推進		○療養費に係る事務マニュアルの活用 ・R1に作成した事務マニュアルを活用し、円滑な支給事務を推進																														
4 第三者行為求償の取組強化	・求償事務研修会を実施し、市町が行う強制執行手続きなどの債権管理手法に関する知識習得を推進	○交通事故による傷病届の損保代行率および提出までの平均日数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">29年度</th> <th colspan="2">30年度</th> </tr> <tr> <th>損保代行率</th> <th>平均日数</th> <th>損保代行率</th> <th>平均日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県</td> <td>83.8%</td> <td>107.5日</td> <td>98.6%</td> <td>145.3日</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>59.3%</td> <td>87.5日</td> <td>56.7%</td> <td>96.7日</td> </tr> </tbody> </table>		29年度		30年度		損保代行率	平均日数	損保代行率	平均日数	福井県	83.8%	107.5日	98.6%	145.3日	全国	59.3%	87.5日	56.7%	96.7日	○交通事故による傷病届の損保代行率および平均日数 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">元年度(速報値)</th> </tr> <tr> <th>損保代行率</th> <th>平均日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井県</td> <td>86.3%</td> <td>115.9日</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>59.2%</td> <td>102.7日</td> </tr> </tbody> </table>		元年度(速報値)		損保代行率	平均日数	福井県	86.3%	115.9日	全国	59.2%	102.7日
	29年度			30年度																													
	損保代行率	平均日数	損保代行率	平均日数																													
福井県	83.8%	107.5日	98.6%	145.3日																													
全国	59.3%	87.5日	56.7%	96.7日																													
	元年度(速報値)																																
	損保代行率	平均日数																															
福井県	86.3%	115.9日																															
全国	59.2%	102.7日																															
5 県による保険給付の点検	・県が広域的・専門的な見地から給付点検を実施		○県による給付点検の実施 ・同一医療機関で算定回数が定められている診療行為等について、県内市町間で異動が発生した場合にも適切な請求がなされているか、点検を実施																														

第6章 医療に要する費用の適正化の取組み

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況																																				
	記載データ																																						
1 国保医療費の現状	<ul style="list-style-type: none"> 市町国保の1人当たり医療費は、入院(食事療養・生活療養含む)、入院外(調剤含む)いずれも全国平均より高い水準で推移 	<p>○1人当たり医療費〔入院〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>145,759円</td> <td>122,780円</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>172,578円</td> <td>142,413円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1人当たり医療費〔入院外〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>178,699円</td> <td>172,267円</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>203,726円</td> <td>193,504円</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	25年度	145,759円	122,780円	30年度	172,578円	142,413円		福井県	全国	25年度	178,699円	172,267円	30年度	203,726円	193,504円	<p><引き続き全国平均を上回って推移></p> <p>○1人当たり医療費〔入院〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元年度</td> <td>178,510円</td> <td>146,521円</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>168,885円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1人当たり医療費〔入院外〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元年度</td> <td>208,834円</td> <td>199,447円</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>202,490円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	R元年度	178,510円	146,521円	R2年度	168,885円	—		福井県	全国	R元年度	208,834円	199,447円	R2年度	202,490円	—
	福井県	全国																																					
25年度	145,759円	122,780円																																					
30年度	172,578円	142,413円																																					
	福井県	全国																																					
25年度	178,699円	172,267円																																					
30年度	203,726円	193,504円																																					
	福井県	全国																																					
R元年度	178,510円	146,521円																																					
R2年度	168,885円	—																																					
	福井県	全国																																					
R元年度	208,834円	199,447円																																					
R2年度	202,490円	—																																					
2 医療費適正化の取組みの現状		(以下のとおり)																																					
3 医療費の適正化に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健診受診率および特定保健指導実施率の向上 ・国保険者努力支援制度や県特別交付金などにより、各市町の受診勧奨・保健指導の実施状況や受診率等の改善状況に応じた財政支援を実施 ・医師会と連携し特定健診実施医療機関による診療窓口での健診受診の呼びかけや、市町などと連携した啓発を実施 	<p>○特定健診の受診率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>30.4%</td> <td>34.3%</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>34.6%</td> <td>37.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○特定保健指導の実施率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>33.5%</td> <td>23.7%</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>34.8%</td> <td>28.9%</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	25年度	30.4%	34.3%	30年度	34.6%	37.9%		福井県	全国	25年度	33.5%	23.7%	30年度	34.8%	28.9%	<p><特定健診は上昇傾向だが全国平均以下></p> <p>○特定健診の受診率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元年度</td> <td>35.0%</td> <td>38.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○特定保健指導の実施率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元年度</td> <td>35.6%</td> <td>29.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【未受診者への受診勧奨の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医からの受診勧奨や、TVCM や新聞広告、ラッピングバス等による受診勧奨を実施 ・ショッピングセンターにおいて、特定健診とがん検診の受診勧奨キャンペーンを実施(R3.12.19) <p>【財政支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率および特定保健指導実施率が高い市町に重点的に県特別交付金(2号分)を配分し、インセンティブを強化 		福井県	全国	R元年度	35.0%	38.0%		福井県	全国	R元年度	35.6%	29.3%						
	福井県	全国																																					
25年度	30.4%	34.3%																																					
30年度	34.6%	37.9%																																					
	福井県	全国																																					
25年度	33.5%	23.7%																																					
30年度	34.8%	28.9%																																					
	福井県	全国																																					
R元年度	35.0%	38.0%																																					
	福井県	全国																																					
R元年度	35.6%	29.3%																																					
	<ul style="list-style-type: none"> ○医療費通知の充実 ・県特別交付金を活用し、医療費通知に係る費用を支援することにより、引き続き全市町で医療費通知を実施 	<p>○医療費通知の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通知</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25年度</td> <td>16市町</td> <td>年6回 :11市町 年3~5回:5市町</td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>17市町</td> <td>年6回 :13市町 年4~5回:4市町</td> </tr> </tbody> </table>		通知	回数	H25年度	16市町	年6回 :11市町 年3~5回:5市町	R元年度	17市町	年6回 :13市町 年4~5回:4市町	<p>○医療費通知の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>通知</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>17市町</td> <td>年6回:17市町</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>17市町</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【財政支援の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県特別交付金(2号分)で、医療費通知の作成に係る経費を補助 		通知	回数	R2年度	17市町	年6回:17市町	R3年度	17市町	—																		
	通知	回数																																					
H25年度	16市町	年6回 :11市町 年3~5回:5市町																																					
R元年度	17市町	年6回 :13市町 年4~5回:4市町																																					
	通知	回数																																					
R2年度	17市町	年6回:17市町																																					
R3年度	17市町	—																																					
	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進 ・福井県版糖尿病性腎症重症化プログラムに基づき、糖尿病等の重症化予防を推進 		<p>【福井県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトから抽出した糖尿病治療中断者のリストを市町に提供し、市町から受診勧奨を実施 ・糖尿病等で腎機能が低下したハイリスク者に対し、市町の要請に応じ管理栄養士を派遣し、効果的、継続的な保健指導を支援 ・市町担当者等を対象にプログラムの活用に係る研修会を実施 (R3.10.15 34名参加、R4.2開催予定) 																																				
	<ul style="list-style-type: none"> ○適正受診および適正投薬の推進 ・「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局」の定着を図るための普及啓発 ・医薬品の重複投薬や残薬を減らすため、薬剤師会と連携しお薬手帳の普及を図るとともに、適正投薬に向けた多職種連携体制を整備 ・市町における重複・頻回受診者や重複服薬者に対する訪問指導などの取組みを支援し、拡充 	<p>○重複受診・服薬の訪問指導の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重複頻回受診者</th> <th>重複服薬者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26年度</td> <td>10市町</td> <td>5市町</td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>15市町</td> <td>13市町</td> </tr> </tbody> </table>		重複頻回受診者	重複服薬者	H26年度	10市町	5市町	R元年度	15市町	13市町	<p>○重複受診・服薬指導の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重複頻回受診者</th> <th>重複服薬者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>14市町</td> <td>17市町</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>—</td> <td>16市町</td> </tr> </tbody> </table> <p>【かかりつけ医等の定着を図るための啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医を持つことの重要性等をテーマとした市民公開講座を開催予定 ・「薬と健康の週間」に合わせ、かかりつけ薬局・薬剤師を推進するための新聞広告を掲載 <p>【多剤服薬の適正化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市町のレセプトデータを基に、重複・多剤の実態を把握し、医師や薬剤師など多職種の連携体制について検討・試験運用(R3:敦賀市) 		重複頻回受診者	重複服薬者	R2年度	14市町	17市町	R3年度	—	16市町																		
	重複頻回受診者	重複服薬者																																					
H26年度	10市町	5市町																																					
R元年度	15市町	13市町																																					
	重複頻回受診者	重複服薬者																																					
R2年度	14市町	17市町																																					
R3年度	—	16市町																																					

	<p>○後発医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品希望カードの配布や後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額の通知(差額通知)などにより、後発医薬品を普及 	<p>○後発医薬品使用割合(数量ベース、年度末)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度</td> <td>73.8%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>77.4%</td> <td>74.6%</td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>80.4%</td> <td>77.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○後発医薬品差額通知の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市町数</th> <th>平均実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25年度</td> <td>17市町</td> <td>4.0回</td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>17市町</td> <td>4.6回</td> </tr> </tbody> </table>		福井県	全国	H29年度	73.8%	—	H30年度	77.4%	74.6%	R元年度	80.4%	77.4%		市町数	平均実施回数	H25年度	17市町	4.0回	R元年度	17市町	4.6回	<p>○後発医薬品使用割合(数量ベース、年度末)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>福井県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年度</td> <td>81.1%</td> <td>79.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※福井県、全国ともに医科入院、DPC、医科入院外、歯科、調剤分のNDBのレセプトから集計</p> <p>○後発医薬品差額通知の実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市町数</th> <th>平均実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2年度</td> <td>17市町</td> <td>5.4回</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>17市町</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【財政支援の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県特別交付金(2号分)で、差額通知の郵送費を補助 		福井県	全国	2年度	81.1%	79.2%		市町数	平均実施回数	R2年度	17市町	5.4回	R3年度	17市町	—
	福井県	全国																																					
H29年度	73.8%	—																																					
H30年度	77.4%	74.6%																																					
R元年度	80.4%	77.4%																																					
	市町数	平均実施回数																																					
H25年度	17市町	4.0回																																					
R元年度	17市町	4.6回																																					
	福井県	全国																																					
2年度	81.1%	79.2%																																					
	市町数	平均実施回数																																					
R2年度	17市町	5.4回																																					
R3年度	17市町	—																																					
	<p>○データヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費データや特定健診データの有効活用を図り、市町へのきめ細やかな助言を行うことにより生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組を支援 	<p>○データヘルス計画策定状況</p> <p>令和元年度までに全市町が策定済み</p>	<p>【県国保ヘルスアップ支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国保・後期の医療・介護のレセプトデータや健診データ等を用いて高額医療費発生要因や介護認定要因を分析(R2年度実施)。その結果を基に、課題に対応した最適な保健事業を再構築するため、個別支援を実施。 																																				
	<p>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域連合や各市町と連携し、後期高齢者に対する保健事業と介護保険の地域支援事業の一体的実施を推進 		<p>○一体的実施の実施状況</p> <p>R2年度:1市町 R3年度:2市町</p> <p>【高齢者の保健事業セミナーの開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町担当者等に対し、現状と課題、事例発表を内容としたWebセミナーを開催(R3.7.30) 																																				
	<p>○保険者協議会の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 当協議会において、各保険者が実施している保健事業や課題を共有するとともに、保険者全体で効果的な事業を検討し実施 		<p>【保険者協議会の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門部会委員を2グループ(受診勧奨体制整備G、広報活動検討G)に分け、効果的な事業展開等について検討 																																				
4 医療費適正化計画との関係	<ul style="list-style-type: none"> 医療費適正化計画に定める取組み内容と整合性を図る 		<p>○上記3に記載のとおり</p>																																				

第7章 市町が担う国民健康保険事業の広域のおよび効率的な運営の推進

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況
		記載データ	
1 広域のおよび効率的な運営の推進に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> 市町国保事務のうち、標準的な取扱いや広域的な実施により、事務や経費の削減につながるものについて標準化を実施 引き続き県と市町が協議し、さらなる事務の標準化・統一化・共同化を図る 	<p>○平成30年度以降に標準化した項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者証の更新時期統一および高齢受給者証との一体化(R元～) 「外国人に係る国民健康保険の標準的な資格適用基準例」および「DV 被害者に係る対応事例集」を策定(R元～) 世帯の継続性について、国の参酌基準に基づいて判定(H30～) 異動情報について、国の取扱要領に基づき運用(H30～) レセプト点検共同事業を実施(H30～) 「高額療養費の支給勧奨に係る標準的な運用基準例」を策定(R元～) 「療養費に係る事務マニュアル」を策定 「第三者行為求償の対象者抽出・確認方法マニュアル」を策定(R2～) 「一部負担金の減免に係る標準的な運用基準例」を策定(H30～) 「国民健康保険税の減免に係る標準的な運用基準例」を策定(H30～) 保険給付費について、県国保連合会への直接払いを実施(H30～) 	<p>○市町へのアンケート調査の結果を踏まえ、現運営方針の対象期間である令和5年度末までに、下記項目の標準化・効率化・共同化を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 限度額適用認定証交付基準、短期被保険者証交付基準、資格証明書交付基準の標準化 高額療養費の支給申請手続きの簡素化 被保険者証発行業務等の共同化 被保険者への広報事業の共同化

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況
		記載データ	
1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携	・国保データベース(KDB)システム等の活用による市町保健事業への支援		<p>・KDB システムから抽出した市町毎の医療費等データをグラフ化し、提供</p> <p>【県国保ヘルスアップ支援事業】</p> <p>・国保・後期の医療・介護のレセプトデータや健診データ等を用いて高額医療費発生要因や介護認定要因を分析(R2年度実施)。その結果を基に、課題に対応した最適な保健事業を再構築するため、個別支援を実施。〔再掲〕</p>
2 他計画との整合性	・県は広域的な保険者として、本運営方針と県の老人福祉計画・介護保険事業支援計画、医療計画、元気な福井の健康づくり応援計画、医療費適正化計画などとの整合性を図り、関連する保健・医療・福祉サービスを推進		・第6章に記載のとおり、医療費適正化の取組を推進

第9章 施策実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整

項目	運営方針記載の主な取組等の内容		取組の進捗状況
		記載データ	
1 施策実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整	<p>・福井県国保運営方針連携会議において県・市町・国保連の意見調整を実施</p> <p>・福井県国保運営方針の3年ごとの検証・見直し</p>		<p>○連携会議の開催状況(R3年度)</p> <p>・連携会議 (4月・11月(2回)・1月・3月(予定)の5回開催)</p> <p>・担当者会議 (6月・10月・2月の3回開催)</p>